

令和2年5月26日

中学校第3学年保護者様

大田区教育委員会

中学校第3学年生徒への学校タブレット端末の貸与について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための臨時休業等の対応におきましては、御理解・御協力をいただきありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のための臨時休業が長期化していることから、中学校第3学年の対象となる家庭へタブレット端末の臨時貸与を実施いたしますので御案内いたします。

つきましては、希望がある場合は、下記により申請ください。

記

1 対象

中学校第3学年生徒のうち、Wi-Fi 環境はあるものの、オンライン学習等に使用できる端末（パソコン、タブレット、スマートフォン等）がない家庭に限り、学校タブレット端末を貸与します。

2 申請手続き

- (1) 保護者が、別紙様式「学校タブレット端末貸与申請書」を学校のホームページからダウンロードするか学校で受けとり、必要事項を記入した上で、所属学校に持参して申請してください。
- (2) 学校は、保護者又は生徒が持参した記載内容を確認し、「学校タブレット端末貸与申請書」と引き換えに学校タブレット端末を貸与します。

3 臨時貸与期間

学校タブレット端末貸与準備完了日から夏季休業日終了までです。

4 その他

- (1) モバイルWi-Fi ルーターは、貸与ができません。タブレット端末はWi-Fi 環境がなければ、インターネットに接続できませんので、Wi-Fi 環境がない御家庭については貸与の対象外となります。
- (2) LTE 通信等により児童・生徒がオンライン学習等に使用できる端末がある場合は、貸与の対象外とします。
- (3) タブレット端末の貸与は世帯に1台とします。
- (4) 貸与可能台数には限りがありますので、先着順とします。申請しても貸与を受けられない場合がありますので、御了承ください。
- (5) 貸与したタブレット型パソコンに係る電気代やWi-Fi 通信費は自己負担となります。
- (6) 貸与品の破損、故障等と発生した場合には速やかに学校まで御連絡ください。